



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1
- 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（医療政策課）…………… 3

告 示

- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課）…………… 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 3

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）…………… 4

教育委員会事項

- 沖縄県立図書館利用規程の廃止…………… 5

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施…………… 5
- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 7

人事委員会事項

- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… 8

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定…………… 9

規 則

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第60号

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3号様式1(3)ア備考を次のように改める。

備考 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

第3号様式3(2)を次のように改める。

(2) 昇給への人事評価の活用状況

年 月 日から 年 月 日までの運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
ア 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				

		分		分
	上位、標準及び下位の区分			
	上位及び標準の区分			
	標準及び下位の区分			
	標準の区分のみ（一律）			
イ	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

第3号様式4(1)中

「（参考）勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）」

年度中における運用	沖縄県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
ア 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
イ 人事評価を実施していない				

を

「（参考）勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）」

年度中における運用	管理職員		一般職員	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
ア 人事評価を活用している				
活用している成績率				
上位、標準及び下位の成績率				
上位及び標準の成績率				
標準及び下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

に

改める。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第2条関係）

職員の退職管理の状況報告書

再就職の状況（ 年度）

（単位：人）

公社等外郭団体	その他団体又は企業	再就職者合計
---------	-----------	--------

--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第61号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和47年沖縄県規則第166号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「第3号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第2条とする。

第5条中「第4号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「第5号様式」を「第3号様式」に、「第6号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「第7号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第5条とする。

第8条を削る。

第9条中「第4条」を「第2条」に改め、同条を第6条とする。

第10条を第7条とする。

第1号様式及び第2号様式を削る。

第3号様式中「（第4条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同様式を第1号様式とする。

第4号様式中「（第5条関係）」を「（第3条関係）」に改め、同様式を第2号様式とする。

第5号様式中「（第6条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を第3号様式とする。

第6号様式中「（第6条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を第4号様式とする。

第7号様式中「（第7条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同様式を第5号様式とする。

第8号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、読谷村読谷中部地区県営農地整備事業に係る換地処分をした。

平成30年 7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第311号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 嘉手納町字屋良及び北谷町字砂辺地区内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年 7月24日から同年 8月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成30年7月20日から同年11月20日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。

平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンプラザいとまん 糸満市字兼城400番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀興産株式会社 与那原町字与那原1114番地 代表取締役 山城敦子
- 3 届出年月日 平成30年5月31日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 436台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 730台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。）
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 なし
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 54台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。）
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
変更前 位置 次の図のとおり、面積 215.4平方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、面積 261.863平方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。）
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 位置 次の図のとおり、容量 185.2立方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、容量 139.836立方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。）
 - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。）
 - (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前7時30分から午後12時まで
変更後 24時間
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 位置 次の図のとおり 入口4か所、出口5か所
変更後 位置 次の図のとおり 入口6か所、出口6か所
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。）
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前6時から午後10時まで
変更後 午前6時から午後9時まで

5 変更の年月日 平成31年1月31日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

教育委員会事項

平成7年5月19日付け公報定期第2370号掲載の沖縄県立図書館利用規程の公告は、廃止する。

平成30年7月20日

沖縄県立図書館長 新 垣 忠

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第163号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年7月20日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	平成30年9月10日（月曜日）から同月14日（金曜日）まで	午前9時から午後5時まで （平成30年9月14日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第5教室
	【 考査 】9月14日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	平成30年9月13日（木曜日）及び同月14日（金曜日）	午前9時から午後5時まで （平成30年9月14日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第5教室
	【 考査 】9月14日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 15人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第2号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 旧1級検定に合格した者
 - オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
- ア 新規取得講習
 - (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
 - (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
 - (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
 - イ 追加取得講習
 - (ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- 6 受講申込手続等
- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、平成30年7月30日（月曜日）から同年8月3日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、

受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第164号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成30年7月20日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
雑踏警備業務	1級	10人	平成30年10月30日（火曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(7) 雑踏の整理に関すること。

(4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成30年7月30日（月曜日）から同年8月3日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(7) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料13,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階で、受付を終えること。

(2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

人事委員会事項

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月20日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第15号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1警察本部の項の次に次のように加える。

高等学校	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定める障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1
------	---	---

別表第1市町村立の小学校及び中学校の項中「（昭和22年文部省令第11号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成30年沖縄県選挙管理委員会告示第10号は、廃止する。

平成30年7月20日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,171
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 244,816
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,504
うるま市選挙区	32,278
沖縄市選挙区	36,733
宜野湾市選挙区	25,574
浦添市選挙区	29,698
那覇市・南部離島選挙区	89,968
豊見城市選挙区	16,273
島尻・南城市選挙区	34,510
糸満市選挙区	15,916
宮古島市選挙区	14,918
石垣市選挙区	14,536
国頭郡選挙区	18,346
中頭郡選挙区	40,924

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年7月20日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世富慶前平原地内から同市字数久田平良石原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
		登記簿	現況	登記簿	実測	
名護市字数久田平良石原	1261番	原野	原野	96	96.68	96.68
名護市字数久田平良石原	1262番1	畑	原野	877	879.42	879.42

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
大城智和	名護市字数久田106番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年7月12日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--